

別紙第9

避難受入段階の計画

要旨	他市町村から避難住民等を受け入れる段階では、県と連携して受入、救援を行います。また、安否情報を速やかに収集、整理、提供します。
----	---

関連する計画

市	
県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、医療等提供計画、搬送計画、し尿処理計画、応急教育計画、学用品の調達及び給与計画、避難所等の衛生管理マニュアル、避難所管理・運営マニュアル
指定地方公共機関	国民保護業務計画

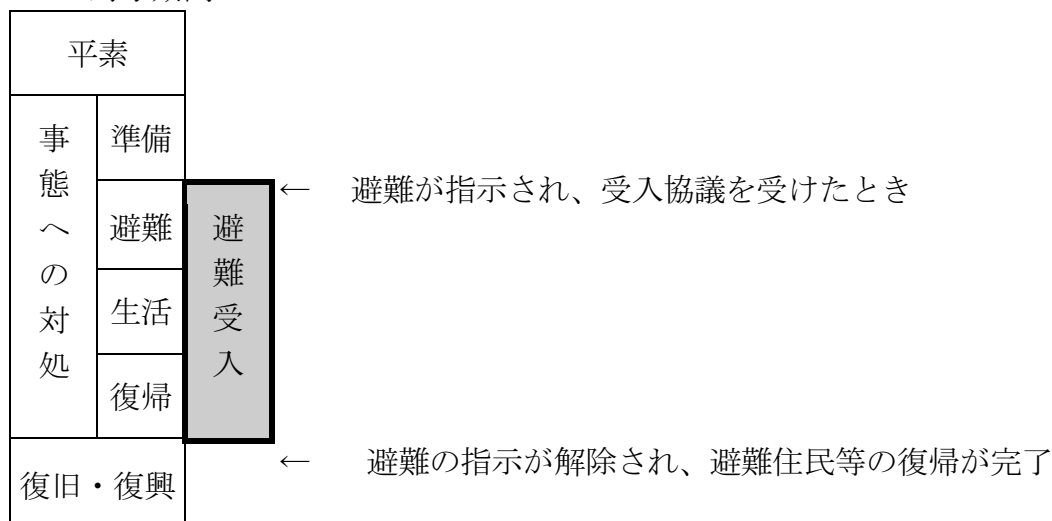
避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
避難タイプによる違いはなく、共通です。 要避難市町村及び鳥取県との協議により受入、避難生活段階の計画に準じた救援を行います。		

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



イ この期間に予想される状況と留意点

他市町村からの避難住民等は、受入地域で避難生活をおくり、市は県等と協力して避難住民等の受入れ及び救援を行います。受入地域においては、危険性、緊急性や武力攻撃災害発生の可能性は比較的低い状況ですが、避難の長期化も予想されることから、的確かつ迅速な救援が最重要となります。また、避難住民の再避難や武力攻撃災害等対処の準備、受入に伴う社会的混乱の防止等が必要です。

(2) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

市は、県の決定した避難住民の受入、配分に基づき必要な救援を行います。この際、県、関係機関・団体と連携し、迅速な避難住民の受入と受入地域住民への周知を重視します。

(2) 実施要領

ア 情報の的確かつ迅速な収集及び住民への提供

(ア) 市は、県から避難住民の受入れに関する通知を受けた場合は、受入可能人数を通知し避難住民を受け入れます。その際、受入人数に応じて市内各避難所等を決定し避難住民を割当ます。

(イ) 市は、県及び避難元市町村から避難住民等の受入、救援に必要な情報等について収集し、関係機関・団体及び受入地域住民に対し情報提供及び協力を依頼し、受け入れ体制を整えます。

イ 実施体制の確立

市は、避難住民の受入・救援を行う体制へ移行します。また国の指定を受けて救援対策本部を設置します。

ウ 避難住民の受入

(ア) 市は、受入避難所を開設し、県、関係機関・団体及び避難元自治体等派遣要

員と連携して避難住民を受入ます。その際、武力攻撃災害発生時に住民の避難誘導を担当する部局（市民生活部、建設部）は、該当する地区における避難住民受入のための誘導を行います。

(イ) 市は、避難住民受入時の安全確保のため、警察、消防（団）、自主防災組織等に協力を依頼します。

エ 救援の実施

(ア) 市は、県、関係機関・団体と連携して、的確かつ迅速に避難住民等に対する救援準備を整えます。

(イ) 市は、救援を実施する県の各担当部局と密接に連絡調整を行い、情報の収集・提供、避難住民等への広報、施設・用地等の確保、救援作業など、原則、県が実施する救援の補助を行います。

(ウ) 市は、県から救援の内容及び当該救援を行う期間について通知された場合、県の行う救援事務の一部を自らの事務として行います。その際、必要に応じ収用や使用等の権限を行使します。

(エ) 市は、県から通知された救援事務を迅速かつ的確に実施するよう努めます。

オ 武力攻撃災害の対処準備及び対処

市（事務局）は、避難住民等の避難生活の間において武力攻撃災害の対処準備を継続するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

カ 住民生活の安定確保

(ア) 市（総務部、産業部）は、県と連携し避難住民の受入により住民生活に混乱が発生、拡大しないよう、生活関連物資等の価格安定、生活基盤の確保等必要な予防、対処等を行います。

(イ) 市（事務局）は、警察と密接に連携し、防犯及び住民と避難住民間のトラブル等の発生防止を図ります。

3 各機関の役割

避難住民の受入は、避難住民が安定した生活ができるよう、県、関係機関・団体及び自治会、自主防災組織等と連携して対処します。

(1) 市

市の役割概要は以下のとおり。細部については、境港市国民保護計画及び別紙の各段階を他市町村の避難者の各段階に合わせて準用します。

機関名	事務又は業務の大綱
市	1 受入のための対策本部の設置、運営 2 受入の実施 3 救援の実施、補助 4 安否情報の収集、整理、報告、提供 5 武力攻撃災害対処措置の実施 6 緊急通報の伝達、通知 7 退避の指示、警戒区域の設定等 8 廃棄物の処理

	9 被災情報の収集、報告 10 生活関連物資の価格安定措置 11 飲食物の安定供給 12 消防、救急、救助の実施 13 住民等に対する情報の提供 14 ボランティアに関する事項 15 その他市長の命ずる事項
--	---

(2) 県

機関名	事務又は業務
県	1 県対策本部の設置、運営 2 避難住民の受入誘導 3 避難住民等に対する救援の実施 4 安否情報の収集、整理、報告、提供 5 武力攻撃災害対処措置の準備、実施 6 国民保護に係る市町村の指導連絡、支援 7 緊急通報の発令、通知 8 退避の指示、警戒区域の設定等 9 被災情報の収集、報告 10 生活関連物資等の価格安定措置 11 応急復旧 12 住民の救出救助 13 住民等に対する情報の提供

(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機関名	事務又は業務
共通	本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難受入段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置

(5) 指定公共機関

機関名	事務又は業務
共通	本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難受入段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
共通	本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難受入段階において実施すべき業務

4 活動要領

(1) 情報

別紙第5「避難段階の計画」に準じて警報、避難措置指示等の内容及び住民の避難に関する情報を別紙第6「避難生活段階の計画」に準じて、避難住民等の救援に関する情報を収集、整理、提供します。

(2) 実施体制

別紙第4「避難準備段階の計画」に準じて市対策本部など、受入体制を整備します。市対策本部は、受入、配分等を県対策本部と調整し、受入、救護等を行います。

(3) 補給支援

別紙第6「避難生活段階の計画」に準じて避難住民等に対する補給支援を実施します。

(4) 運送

別紙第5「避難段階の計画」に準じて、避難住民の受入を行い、別紙第6「避難生活段階の計画」に準じて、避難住民等の救援に関する緊急物資等の輸送を実施します。

(5) 衛生

別紙第6「避難生活段階の計画」に準じて、避難住民等の衛生を確保します。

(6) 施設

別紙第5「避難段階の計画」、別紙第6「避難生活段階の計画」に準じて、避難住民等を受入れ、収容施設等を提供します。

(7) 人に関すること

別紙第5「避難段階の計画」に準じて、職員の確保、被災者・遺体の捜索、救出、埋葬、火葬、遺体の処理等を行います。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

別紙第4「避難準備段階の計画」に準じて、武力攻撃災害の予防、対処準備を実施し、武力攻撃災害が発生したときは、別紙第3「緊急避難段階の計画」に準じて、武力攻撃災害対処を行います。

(9) 国民生活の安定に関する措置

別紙第6「避難生活段階の計画」に準じて、国民生活安定措置を実施します。

(10) 広報、広聴活動

別紙第6「避難生活段階の計画」に準じて、避難住民等及び受入地域住民に対する広報、広聴活動を実施します。

5 その他

別紙第6「避難生活段階の計画」に準じて、応急教育等を実施・要請します。